

秋田県公報

目 次

告 示

- 個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し(三一五・総務課)……………1
- 情報提供を推進すべき法人の変更(三二六、三二七・総務課)……………1
- 道路の供用開始(三二八・道路課)……………1
- 危険物取扱作業の保安に関する講習の実施(総合防災課)……………1
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地区振興局農林部)……………2
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………3
- 公安委員会告示……………3
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(八七・生活環境課)……………3

告 示

秋田県告示第三百十五号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例

一 講習の種別、期日、時間及び場所

種 別	期 日	時 間	場 所
	平成十九年 七月二十日(金) 七月二十四日(火) 七月二十五日(水) 七月二十七日(金) 八月二日(木)	午前九時十五分から午後零時十五分まで 午前九時から正午まで " " "	大館市立中央公民館 本荘由利広域交流センター 秋田市文化会館 平鹿生涯学習センター 秋田市文化会館

第三百十八号) 第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号) 第二条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十九年六月十二日

秋田県知事 寺田典城

財団法人秋田県学術連携機構
社団法人秋田県肉用牛価格安定基金協会

秋田県告示第三百十六号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号) 第一条第一項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十九年六月十二日

秋田県知事 寺田典城

法人の名称
ポート秋田株式会社
財団法人秋田県学術連携機構
社団法人秋田県肉用牛価格安定基金協会

秋田県告示第三百十七号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号) 第二条第一項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十九年六月十二日

秋田県知事 寺田典城

法人の名称
財団法人秋田県学術連携機構

秋田県告示第三百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年六月十二日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	四ツ屋神岡線	大仙市四ツ屋字小又三三番五から松倉字大川原九二番地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十九年六月十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場 所 建設交通部道路課
- (二) 期 間 平成十九年六月十二日から同月二十五日まで

公 告

消防法(昭和二十三年法律第八十六号) 第十三条の二十三の規定により、次のとおり平成十九年度危険物取扱作業の保安に関する講習を実施するので、危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目(昭和六十二年十一月二十四日消防庁告示第四号) 第三の一の規定に基づき、公示する。

平成十九年六月十二日

秋田県知事 寺田典城

<p>二 講習科目</p> <p>(一) 危険物関係法令に関する事項</p> <p>(二) 危険物の火災予防に関する事項</p> <p>三 受講資格</p> <p>製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者</p> <p>四 受講申請に必要な書類</p> <p>受講申請書及び証紙納付書</p> <p>五 受講申請書の交付等</p> <p>(一) 交付期間等</p> <p>日曜日及び土曜日を除き、平成十九年六月十八日(月)から同年六月二十九日(金)までの期間の午前九時から午後五時まで</p> <p>(二) 交付場所</p> <p>社団法人秋田県危険物安全協会連合会(秋田市中通六丁目)</p>	<p>給油取扱所</p> <p>石油コンビナート</p> <p>平成十九年</p> <p>八月二十四日(金)</p> <p>九月十三日(木)</p> <p>平成十九年</p> <p>七月二十日(金)</p> <p>七月二十四日(火)</p> <p>七月二十五日(水)</p> <p>七月二十七日(金)</p> <p>八月二日(木)</p> <p>八月六日(月)</p> <p>八月二十一日(火)</p> <p>八月二十三日(木)</p> <p>八月二十四日(金)</p> <p>八月二十八日(火)</p> <p>九月十一日(火)</p> <p>九月十三日(木)</p> <p>一般(その他)</p>	<p>八月六日(月)</p> <p>八月二十一日(火)</p> <p>八月二十三日(木)</p> <p>八月二十四日(金)</p> <p>八月二十八日(火)</p> <p>九月十一日(火)</p> <p>平成十九年</p> <p>八月二十四日(金)</p> <p>九月十三日(木)</p> <p>午後九時から正午まで</p> <p>午後一時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>午後九時から正午まで</p> <p>午後一時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>能代市文化会館</p> <p>湯沢雄勝広域交流センター</p> <p>秋田市文化会館</p> <p>男鹿市文化会館</p> <p>鹿角地域広域交流センター</p> <p>大曲仙北広域交流センター</p> <p>男鹿市文化会館</p> <p>秋田市文化会館</p>
<p>六 受講申請書の受付</p> <p>(一) 受付期間等</p> <p>日曜日及び土曜日を除き、平成十九年六月十八日(月)から同年六月二十九日(金)までの期間の午前九時から午後五時まで</p> <p>(二) 受付場所</p> <p>社団法人秋田県危険物安全協会連合会又は県内の危険物安全協会</p> <p>七 受講手数料の額</p> <p>(一) 受講手数料の額</p> <p>四千七百円</p> <p>(二) 納付方法</p> <p>郵送による申込の場合は、申請書の受講票に住所及び氏名を記入し、五十円切手をはって、郵送すること。</p>	<p>七番九号)又は県内の危険物安全協会</p> <p>午後一時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>午後九時から正午まで</p> <p>午後一時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>午後九時から正午まで</p> <p>午後一時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>午後九時から正午まで</p> <p>午後一時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>能代市文化会館</p> <p>湯沢雄勝広域交流センター</p> <p>秋田市文化会館</p> <p>男鹿市文化会館</p> <p>鹿角地域広域交流センター</p> <p>大曲仙北広域交流センター</p> <p>男鹿市文化会館</p> <p>秋田市文化会館</p>	<p>秋田県証紙により納付すること。</p> <p>講習についての問い合わせ先</p> <p>社団法人秋田県危険物安全協会連合会(電話〇一八一八三六一三三三六)又は県内の危険物安全協会</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三種町泉八日土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十九年六月十二日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p> <p>一 退任理事の住所及び氏名</p> <p>山本郡三種町森岳字泉八日九十四番地 三浦弘美</p> <p>川尻字川尻屋根下十二番地 関 弘</p> <p>三十九番地の一 杉沢 豊久</p>

山本郡三種町森岳字泉八日二十二番地	石井 周一
〃 〃 〃 〃 三十四番地	鈴木 秀高
〃 〃 〃 〃 六十八番地	安藤 義隆
〃 〃 〃 〃 字槻田五十四番地	唐土 義弘
〃 〃 〃 〃 字屋敷二十四番地の1	伊藤 章
二 就任理事の住所及び氏名	
山本郡三種町森岳字泉八日九十四番地	三浦 弘美
〃 〃 〃 〃 川尻字川尻屋根下十二番地	関 弘
〃 〃 〃 〃 〃 〃 三十九番地の1	杉沢 豊久
〃 〃 〃 〃 〃 〃 森岳字泉八日九十三番地の1	大越 秀悦
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 二十二番地	石井 周一
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 字屋敷二十四番地の1	伊藤 章
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 字槻田五十四番地	唐土 義弘
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 字泉八日六十八番地	安藤 義隆

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第87号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。

平成19年6月12日

秋田県公安委員長 大 瀧 宏 道

- 1 実施年月日
平成19年7月19日（木）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部3階第3会議室
- 3 講習科目及び講習時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて、5時間実施する。
- 4 受講定員
30人

- 5 受講申込みに必要な書類
(1) 受講申込書 2通
(2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で、大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
(1) 申込み用紙の交付
各受付場所において交付する。
(2) 受付期間
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を含む。）を除き、平成19年6月12日（火）から7月13日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。
- (3) 受付場所
住所地在管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料
6,800円
- 8 その他
(1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあつては生活環境係）に問い合わせること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄